

序章

「慰安婦」性奴隷」説の
捏造と拡散



ジュネーブ国連欧州本部の会合。

「慰安婦」性奴隷」説の 捏造と拡散

藤岡 信勝
ふじおか のぶかつ

「sex slave」の発案者・戸塚悦朗

「性奴隷」という用語を国連に注入したのは、戸塚悦朗という日本人の人権派弁護士である。戸塚はどのような人物で、どうしてこういう行為に及んだのだろうか。（以下、人物の敬称をすべて省略させていただく）

戸塚悦朗（とつか・えつろう）は一九四二年静岡県生まれ。一九六四年立教大学理学部物理学科を卒業後、同大学文学研究科修士課程（心理学専攻）を中退し、同大学法学部に学士編入し、

一九七〇年卒業。一九七三年から八一年までスモン訴訟原告代理人となり、八四年以降、国連人権NGO代表として活動してきた。この間、英国、韓国、米国、カナダの大学で客員研究員・客員教授を歴任。二〇〇〇年から神戸大学大学院助教授、二〇〇三年から龍谷大学法学部教授。専攻は国際人権法。なお、二〇〇〇年に戸塚は弁護士を廃業している。

戸塚が国連人権委員会に「sex slave」という言葉を持ち込み、やがて、国連機関が「慰安婦」を「性奴隷」と定義するようになった。それについて、まず、本人の語るところを聞こう。

戸塚悦朗著「日本が知らない戦争責任―日本軍「慰安婦」問題の真の解決に向けて」（二〇〇九年、現代人文社）の二八〇ページで、戸塚は次のように書いている。（引用にあたり括弧内の文献注記は省略した）

（筆者は、九二年二月、国連人権委員会で「慰安婦」を「性奴隷（sex slave）」と表現した。以後NGOは、国連で「性奴隷」を「慰安婦」の代名詞として使用してきた。九三年六月、ウィーン世界人権会議で、日本政府は、戦時性暴力への対応を「現在」の侵害だけに限定すべきだと主張したが、会議は過去を含む「すべての」侵害に対応すべきだと決めた。九五年九月、北京（第四回）国連世界女性会議でも、国連は、「性奴隷」を「慰安婦」の代名詞として使用した。日本軍の「慰安婦」という言葉が被害実態にそぐわないので、クマラスワミ報告書が「軍性奴隷」という言葉を提唱し、国連用語として定着した。）

ここで、クマラスワミ報告書と言われているのは、一九九六年二月六日に、「女性に対する暴力特別報告者」に指名されたスリランカの女性活動家（弁護士）のラディカ・クマラスワミが、日本の慰安婦問題について出した報告書を指している。「軍性奴隷」は、英文では「military sexual slavery」となっている。「軍用性奴隷制」とも訳すことができよう。その内容については後にふれることにする。

■ 金学順の提訴で決断

戸塚はなぜ、このような活動に及んだのか。前掲書の「まえがき」で戸塚は、「筆者が国連に日本軍『慰安婦』問題を持ち出した動機を尋ねられることがある」として、それに答える形で次のような説明をしている。

人権擁護に携わる国連の政治機関である人権委員会には、国連との協議資格を持つNGO（非政府組織）代表でなければ出席できない。そこで、「日本の象徴的な重大人権問題を国際的人権擁護の政治的手続を使って提起することが、この分野でボランティア活動に携わる筆者の責任でもあるのではないかと考えるようになった」という。慰安婦問題に取り組むキッカケになった直接の動機については、次のように書いている。

へ九一年暮れには、金学順さんなど韓国の日本軍性奴隷被害者が民事訴訟を提起した。九二年初頭には吉見義明中大教授によって、この問題への日本軍関与を証明する資料が公表された。その直後韓国を訪問した宮沢首相（当時）が、日本軍の関与を認めて、あいまいながらも謝罪するという事態になっていた。だから、この問題も国連に報告するべき時期だと判断したのである。問題提起の直接の動機はこのようなところにあった。誰からも依頼されたわけではなく、自主的な活動だった。

こうした経過のなかで特に、「勇気を奮って名乗り出た被害者とそれを支援する内外の多くの女性・市民運動の声」に動かされたとも書いている。金学順らの訴訟戦術は、国連で活動していた戸塚を動かし、局面を大きく変えたと言えそうである。そして、その訴訟



東京地裁に提訴した元慰安婦・金学順。

の主任弁護士は、高木健一弁護士であった。ただし、戸塚と高木の間には、興味深い視点の違いがある。九三年十月二十四日から三十日まで開催された規約人権委員会という名称の会議に、「戦後補償」問題に長年取り組んできた日本の自由人権協会から詳しい報告書が提出された。その中の「慰安婦に関する報告」は高木が執筆したものであった。

その中で高木は、慰安婦の取り扱いが人道に対する罪を構成すると主張してはいるが、補償問題を論ずる段になると一転して、法的には旧「軍属」として扱っている。戸塚は、これは恩給などの支給をめざす「法技術的主張」であろうとしつつも、慰安婦の被害実態から見ても、慰安婦は「日本帝国軍のために働いた軍属」とするよりも、その「性奴隷」とするほうが適当だろう、と述べている。

簡単に言えば、高木は原告の実益を目指す「ものとり派」、戸塚は「原理主義派」と呼ぶことができるだろう。日弁連は戸塚の立場を支持している。

■はじめに言葉ありき

慰安婦が性奴隷であったというのは、いかなる実証的な調査の結果でもなければ、事実にもとづく概念化でもない。

戸塚がある日のこと、この言葉をふと思いついたのだという。それで、国連の場に持ちだしたら、状況が一変した。戸塚は一九八四年からジュネーブに足を運び、日本のいろいろな人権問題について提言してきたが、何を言っても全く見向きもされなかった。それが、「性奴隷」と言ったとたんに、人権理事会の各国の委員の目の色が変わった。あれは実にいいひらめきだった、と本人が述懐している。

だから、聖書ではないが、「はじめにことばありき」で、「性奴隷」という言葉が先に一弁護士の頭のなかで製造されたのであり、それに合わせて、そのうち、「事実」や「証言」が捏造されたのである。

慰安婦の真実国民運動は、二〇一四年七月、ジュネーブへ調査団を派遣した。その中の一部のメンバーは、会場で戸塚に遭遇した。現地に出かけると、こうした接近戦を経験できる可能性があるのだが、一時間余にわたる戸塚との対話が実現した。これについて、本書第3章の2で、調査団の一員である藤木俊一が詳細なレポートを書いている。

それによれば、戸塚は、「性奴隷」という言葉の由来を、「私の勘だよ！勘！」と言い、次のように語ったという。

「すごいだろ？ 私は34年間国連に通い続け、20以上の日本が犯した人権侵害の問題を議案として提出し、ここで発言してきたが、どれ一つ取り上げられなかった。しかし、一九九二年に

私が慰安婦を性奴隷と言い換えたことで、国連の委員たちが私の言うことに注目するようになったんだ。だからすごいんだよ」

「私が最初に性奴隷って言ったところは、人権委員会って大きなところだったんだよ。それで世界中にひろがったんだよ」

まさに、国連が「慰安婦=性奴隷」説を世界に広めたのであり、そのもとを提供したのは自分である。戸塚は鼻高々に自慢しているのである。

■一九九二年の仕掛け

「慰安婦=性奴隷」説の誕生と拡散の歴史の中で、一九九二年という年は特別な位置を占めている。国連とその周辺での左翼諸団体、国連NGOなどの国際的なネットワークづくりと活発な運動は、目を見張るものがある。先の戸塚の文章にあった通り、この年の一月十一日に、朝日新聞の「スクープ」報道があった。いままで政府が否定していた慰安所への「軍の関与」について、動かぬ証拠がみつかったとして、歴史家の吉見義明が発掘したと称する史料を報じた記事である。これは十六・十七の両日、宮澤喜一首相が韓国を訪問することに合わせた、狙い澄ました作戦であったことは、誰の目にもあきらかだ。

朝日の記事は巧みな見出しの言葉の誘導で、政府は隠しに隠していた犯罪的行為をついに認めざるを得ない状況に追い込まれたと読者が錯覚して思い込む仕掛けがなされていた。実際は吉見が発掘したとする文書は、その時期を対象とした研究者ならその存在を知っていたもので、書かれている中身は、誘拐まがいのことが起こらないよう、悪質な業者を選ばないようにと、中国で展開している日本軍に通知した内容だった。話がまるで正反対である。

しかし、朝日のキャンペーンは巨大な効果をもたらした。韓国では日本を糾弾するデモが訪韓した宮澤を包囲した。大統領と首脳会談を行った宮澤は、30分に8回（一説では9回）も謝罪し、調査を約束した。注目していたきたいのは、この時点で日本政府は、慰安



「軍の関与」を「スクープ」した朝日新聞
1992年1月11日朝刊。

婦について何一つ調査していないのである。だから、一国の名譽を担っている総理大臣としては、「それについては調査する」と言って、判断を保留するのが当然の対応である。理由もなく謝罪するのは日本人の悪い癖であり、世界広しといえど日本だけに見られる「謝罪病」とでも名付けることの出来る奇習である。

〈12月の提訴〉1月11日の朝日の「スクープ」↓宮澤首相の訪韓・謝罪〉という流れは、何者かによって周到なシナリオのもとにお膳立てされたものであると考えざるを得ない。過度の陰謀史観は間違いだか、かといって、歴史が偶然の連鎖で織りなされていくという見方も幼稚すぎる。この一連の仕掛けは、宮澤の性格までとらえた上で、周到に準備されたと考えられる。宮澤は自民党の政治家の中でも特に謝罪病の重症患者であった。うつつつけの役者であったというべきである。

こうして慰安婦問題が日韓間の政治・外交問題として急浮上した。近現代史家の秦郁彦は、一九九二年を「慰安婦問題ビッグバンの年」と呼んでいる。

日韓両国を中心とした、この一連の慰安婦キャンペーンの中には、国連に慰安婦問題を持ち込むことも当然入っていた。九二年二月、韓国挺身隊問題対策協議会(略称・挺対協)はニューヨークの国連本部とジュネーブの人権委員会に代表を派遣し、問題をアピールした。これが、慰安婦問題が国連に持ち込まれた最初だった。

ジュネーブの人権委員会の会議では、一九九二年二月十七日、戸塚悦朗が、慰安婦を人道の罪と位置づけ、「性奴隷」という言葉を持ち込んだ。つまり、国連に慰安婦問題が最初に持ち込まれた時から、同時にそれは「慰安婦＝性奴隷」として提示されたのである。

折から旧ユーゴスラビア内戦で、「民族浄化」と呼ばれる計画的で集団的なレイプ事件が発生した。これについて戦犯法廷の開催を求める声が高まる中、集団レイプと抱き合わせて慰安婦問題が急浮上した。「国連における慰安婦問題の審議は、異例の早さで進展した」とは、戸塚自身の述懐である。

この二月の国連審議で、国連としての調査・研究に取り組むことが決まったのだが、戸塚はこれに絡む「裏話」を紹介している。戸塚ら「関係NGOは日本軍性奴隷にしばって研究する決議原案を内々提案した」が、委員から旧ユーゴなど組織的強姦も対象にしたいと提案があり、結局それに従ったというのだ。それにしても、戸塚らの、慰安婦問題への執念はすさまじい。

■保守系メディアによる反撃

一九九二年は、慰安婦問題が政治外交問題として火を噴いただけでなく、これに対して慰安婦強制連行の唯一の証言者であった吉田清治に関する検証と批判を保守系の言論誌が精力的に

展開した年でもあった。三人の研究者の名前をあげたい。近現代史家の秦郁彦、朝鮮問題研究者の西岡力、そして歴史教科書研究家の(故)上杉千年である。

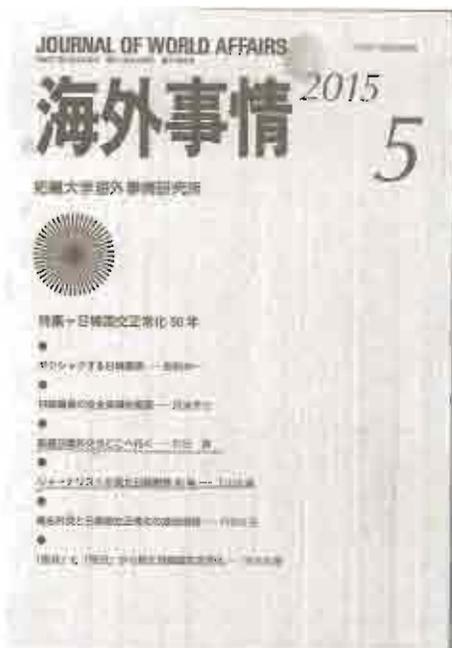
このうち、秦は、吉田清治が著書『私の戦争犯罪―朝鮮人強制連行』(一九八三年、三一書房)で書いている慰安婦の「奴隷狩り」の現場となった濟州島へ現地調査に出かけた。その結果は驚くべきもので、島民は吉田の言う奴隷狩りの話を一笑に付して否定した。秦の調査以前に、吉田の著書が韓国語に翻訳された一九八九年八月、その内容に疑問をもった地元紙「済州新聞」の女性記者・許栄善が、吉田の奴隷狩りの話が事実無根であることを報道していた。秦の調査は産経新聞の四月三十日に記事として報道され、五月一日発売の月刊『正論』に論文が掲載された。

ここで、二つの情報を付け加える。私は、朝日新聞が吉田清治に関する記事を誤りとして取り消した直後の、二〇一四年八月十日、フジテレビの報道二〇〇一で、テレビの取材班が貝ボタン工場を訪ねる場面を観た。地元の男性は、確かに貝ボタン工場はあったが、働いていたのは男性ばかりで、女性は一人もいなかったと証言した。それは、貝殻からボタンを削り取る作業にはかなりの力が必要で、女性には到底無理な作業だったからだという。

また、アジア女性基金の活動がスタートした一九九五年ごろ、濟州島に大使館事務所を設立するため赴任していた外務省の町田貢は、吉田の「本に書かれていることは、すべて嘘である

ことがわかった」として、関係者から話を聞き、調書にまとめ、公文書として本省に報告したという。吉田証言がすべて嘘であることを記した初の公文書となった。その中に、町田が親しくしていた人で濟州島の海女の研究をしていた人物の証言がある。吉田は、海岸で海女を何人まとめて奴隷狩りしたように書いているが、「吉田は海女について何も知らない」として次のように語ったと町田は書いている。

〈海女は団結力が強く、気性も荒いから女性の社会である海女小屋には男性は近づけないのだという。もし吉田の言うように海女たちのいるところを急襲した場合、男性が数名くらいいたとしても海女たちは、アワビを獲る手鉤を持っているので、それを振り回し急襲者に飛びかかっていく。



拓殖大学海外事情研究所『海外事情』
2016年5月号表紙。

もしかなわなない時は、全員海に飛び込む。海女など連行できるわけがない、と言って笑った。(町田貢「脱線 日韓外交はどこへ行く」『海外事情』二〇一五年五月、拓殖大学海外事情研究所)

西岡は、最初にカミングアウトした金学順ら慰安婦の動向を詳細に調査した。西岡の論文は『文藝春秋』誌の四月号に掲載された。上杉は吉田清治の拠点であった下関市に出かけ、吉田の身元を洗った。上杉の報告は、「諸君!」の八月号に載った。

こうして、慰安婦問題は、一九九二年の五月ころまでに、日本国内では、事実に基づく裏証的、研究的なレベルでは決着がついていたのである。

■元慰安婦の証言者を訓練

すでに見たように、一九九二年は、慰安婦問題について、様々な「仕込み」が行われた年であった。八月にはソウルで、アジア女性連帯会議が開催された。アジア六カ国から約千人が集まり、大いに盛り上がった。慰安婦問題が主要な議題であった。日本政府が慰安婦問題から逃げようとしていることに抗議するため、折からジュネーブで開催中の国連人権委員会向け出発する代表団を、会場から拍手で送り出した。

ところが、賠償金の話題が始まった時、おもしろいことが起こった。市川房枝の主催する女性運動に参加していた館雅子は、著書『挑戦! しなやかに』(二〇〇二年、日本評論社)で、この時の体験を書いている。(169〜70ページ) 概要は次の通りである。

台湾の代表がこんな発言を始めた。「台湾の女性は、韓国女性とはちがって、優しくて従順なので、日本の兵隊さんに可愛がってもらいました。だから弁償をしてくれ! という強い韓国の姿勢とは少し違うんです!」

会場からは、「何言うの!」という野次が飛んだ。発言途中で、場内は怒り出す人、議長席へ詰め寄る人で騒然となった。「通訳をやめる!」という声で通訳はストップ。押さえたのは、日本の著名な人権活動家たちだった。

再開後、今度はインドに住むというタイ人の女性が大声を張り上げて叫んだ。

「インドに進駐してきた英国兵だって同じこと、いや、もっとひどいことをしているんです! なぜそのことも取り上げないの!」

泣きながら絶叫すると、日本の参加者の中から

「そんな余計なこと、何でいうの! 黙りなさい!」

と叫んだ人がいた。ひたすら日本人の過去の罪状が責め立てられているのに、日本人が躍起

「...」になって日本人を叩くのはどうということなのか。

館は、もう一つ、この会議で重要な経緯をした。会場の大きな建物のなかで、部屋を迷っている内に、人が集まっている部屋に来てしまった。そこでは、舞台で証言する元慰安婦にセリフをつけ、発言する訓練をおこなっていたのである。もちろん、それを取り仕切っていたのは日本人の女性だった。(産経新聞、二〇一四年五月二十五日付け)

このように、元慰安婦は生き証人として、運動のために育てられていたのである。

■痛恨の河野談話

宮澤内閣は一九九二年一月の日韓首脳会談の約束に基づき、慰安婦問題について各省庁を動員した大がかりな調査を行い、同年の七月六日と翌九三年(平成五年)の八月四日の二回にわたって発表した。調査の結果、朝鮮人慰安婦を強制連行した資料はただの一件もみつからなかった。それにもかかわらず、宮澤内閣の河野洋平官房長官は、二回目の公表の際に、官房長官談話を発表した。これが河野談話とよばれるものである。そこには、次のように書かれていた。

慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話(平成5年8月4日)

いわゆる従軍慰安婦問題については、政府は、一昨年12月より調査を進めてきたが、今般その結果がまとまったので発表することとした。

今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。

慰安所は、当時の軍当局の要請により設置されたものであり、慰安所の設置、管理および慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧によるなど、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、さらに、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。

なお、戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比

重を占めていたが、当時の朝鮮半島はわが国の統治下であり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧によるなど、巋して本人たちの意思に反して行われた。

いずれにしても、本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかにを問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。また、そのような気持ちをわが国としてどのように表すかという点については、有識者のご意見なども伺しつつ、今後とも真剣に検討すべきものと考える。

われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。

なお、本問題については、本邦において訴訟が提起されており、また、国際的にも関心が寄せられており、政府としても、今後とも、日間の研究を含め、十分に関心を払って参りたい。

記者会見で河野は、「強制連行」を認めた文書であるとし、この解釈が定着した。この談話に基づいて、同年8月17日、日本政府は、国連人権委員会小委員会で、「強制連行」を認めて謝罪した。二〇一四年、政府は河野談話の作成過程を検証する委員会をつくり、その答申(六月二十日)によって、当時の政府は強制連行があったとは認識していなかったこと、文言は日韓両政府ですり合わせた上での政治的妥協の産物であったこと、強制連行を認めたのは河野の独断であったこと、などを明らかにした。

河野談話は国連が日本のみを対象とした慰安婦問題の調査を正当化する根拠となった。痛恨の河野談話であった。

■ クマラスワミ報告書の公表と採択

一九九四年三月、国連人権委員会は、スリランカ出身の活動家で弁護士のラディカ・クマラスワミを、「女性に対する暴力に関する特別報告者」に任命した。任期は三年だった。

ラディカ・クマラスワミ Radhika Coomaraswamy は、スリランカ民主主義共和国の出身で、一九五三年コロomboで生まれた。七四年にアメリカのイェール大学で学士号、七七年コ

ロンビア大学のロースクールで弁護士資格、一九八一年にハーバード大学で法学修士号を取得。アマースト大学など五つの大学から名誉博士号を授与された。人権問題の専門家で、一九九四年から二〇〇三年まで国連事務次長、二〇〇六年から一二年まで、国連のアナン事務総長の指名により子供と武力紛争事務総長特別代理を務めた。

かくかくたる経歴だが、特別報告者に任命されたのは、推測するところ、慰安婦問題はアジアの女性が被害者とされているテーマなので、報告者にアジア人の女性をあてるといふ人事がなされたと思われる。

クマラスワミは、報告書をまとめるため、九五年七月十八日から二十二日までソウル、二十三日から二十七日まで東京を訪問し、関係者に面会した。日本では、秦郁彦、吉見義明にも会った。平壤にも行く予定であったが、航空便の接続がうまくいかず、北朝鮮の訪問を断念した。北朝鮮政府からは八月十六日付けで資料や記録が届けられた。

一九九六年二月六日、報告書が人権委員会に提出され公表された。主報告書は「女性に対する暴力」というタイトルで、これに二つの付属文書がつけられた。付属文書1が慰安婦問題を扱ったものであり、付属文書2は家庭内暴力を主題としたものであった。付属文書1の正確なタイトルは、「戦時における軍事的性奴隷制問題に関する朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国および日本への訪問調査に基づく報告書」という長つたらしいものである。これが、通常、日本の慰

安婦問題を扱った「クマラスワミ報告書」と呼ばれているものだ。

国連人権委員会は、三月十八日から四月二十六日までの会期で開かれた。四月十日、クマラスワミは女性に対する暴力に関する報告を口頭で行った。戸塚は著書の中で、「満場の参加者が立ち上がり万雷の拍手を送った。拍手はしばらく鳴りやまず、強い支持を象徴する異例の事件となった。参加者は、しばし感激で興奮がさめやらなかった」（前掲書、188ページ）と書いている。戸塚は「性奴隷」という言葉とともに慰安婦問題を国連に持ち込んでから四年間、事実上の中心人物として活動してきたので、感激も一入（ひととせ）だったのだろう。ただ、実際にはクマラスワミ報告は、あとで述べるように、公表の時点ですでに決定



国連特別報告者・ラディカ・クマラスワミ。

的ともいえる批判を浴び、満身創痍の状態だった。

四月十九日、国連人権委員会はクマラスワミ報告を、参加国のコンセンサスに基づき、無投票で採択した。

■「性奴隷」の定義

クマラスワミ報告書は英文で37ページ、9部構成で、139のパラグラフからなっている。パラグラフには通し番号が付けられ、参照しやすく編集されている。注が25個あり、慰安婦16人を含む78人の面接者リストが付けられている。

ここでの最大の関心事は、「性奴隷」という言葉の扱いである。これについては、「1定義」というタイトルの付けられたパートで真つ先に論じられている。以下、アジア女性基金の翻訳から引用する。

1 定義

6 まず最初に、戦時中、軍艦によって、また軍艦のために性的サービスを強要された女性たちの事例は軍性奴隷制の実態であったと、本特別報告者はみなしていることを明らかにしておく。

7 この点で、特別報告者は東京訪問中に日本政府から伝えられた立場を意図している。日本政府は、「奴隷制」という言葉は1948年の奴隷条約第一条(1)に、「所有権に帰属する権限の一部又は全部を行使されている人の地位又は状態」と定義されており、この言葉を現行国際法の下で「慰安婦」に適用するのは不正確であると述べている。

8 しかしながら、本特別報告者は、「慰安婦」の実態は、国連国際人権機関および制度が採用しているアプローチに従えば、明確に性奴隷制でありかつ奴隷に似たやり方であるという意見に立つものである。これとの関連で、差別防止少数者保護小委員会が1993年8月15日の決議1993/24で、戦時の女性の性的搾取その他の強制労働の形態に關して現代奴隷制協会から伝えられた情報に留意し、同小委員会の専門家の一人在戦時の組織的レイフ、性奴隷制及び奴隷に似たやり方について詳細な調査を行うよう委託したことを、本特別報告者として強調しておきたい。さらに同小委員会は、この専門家に対し調査の準備に当たって、重大な人権侵害被害者の原

状回復、補償およびリハビリテーションの権利に関する特別報告者に提出された情報を考慮に入れるよう要請したが、この情報には「慰安婦」も含まれる。

9. さらに、現代奴隷制部会が第20会期中に、第二次大戦中の女性の性奴隷問題に関して日本政府から受け取った情報を歓迎し、かつ日本政府が行政的審査会を設置して「奴隷に似た処遇」の実施を解決するよう勧告したことも、本特別報告者は注目する。

10. 最後に、現代奴隷制部会のメンバーならびに非政府組織（NGO）代表、一部の学者は、女性被害者は戦時の強制売春と性的従属と虐待の間、日常的に度重なるレイプと身体的虐待といった苦しみを味わったのであり、「慰安婦」という用語はこのような苦しみをいさぎも反映していないという意見を示している。本特別報告者は、用語という観点から、この見解に全面的に同意するものであって、「軍性奴隷」のほうがはるかに正確かつ適切な用語であると確信する。

■ 「奴隷」とは何か

クマラスワミ報告の「性奴隷」という用語は、日本軍慰安婦の実態とかけ離れた、明白な誤りである。以下、論証する。

第7項（パラグラフナンバ7。以下、「パラ7」のように表記する）で、日本政府の批判が書かれている。「奴隷制」という言葉は一九二六年の奴隷条約第一条（1）に、「所有権に帰属する権限の一部又は全部を行使されている人の地位又は状態」と定義されており、「慰安婦」に適用するのは不正確であるというものだ。この定義は、ちよつと理解しにくいかもしれないが、「所有権に帰属する権限」というフレーズの中の「所有権」とは、人を物のように所有しているという状態を前提として想定し、それを「所有権」と表現している。

ところで、「所有」とは何かというと、主体が対象に対して処分権を持っているということである。たとえば、私が今、目の前にあるりんごを所有しているということは、私がそのりんごを他人に差し上げてもいいし、冷蔵庫にしまっておいてもいいし、自分で食べてもいい、ということを意味する。それが出来ないとなれば、私はそのりんごを所有しているとはいえない。要するに、所有物についてどのように利用し、処分してもよいという状態を「所有」というのである。

りんごのようなモノについては理解が簡単だが、人が所有の対象となつている場合も原理的には同じことだ。人物Aが人物Bを所有しているということは、人物Aは人物Bをどのように処遇してもかまわない、ということだ。それが社会的に認められているということだ。

アメリカ大陸では歴史上のある時期まで、アフリカ大陸から略奪してきた黒人を所有する白人は、その黒人に対してどのような処遇をすることもできた。所有の対象となる黒人を、農場で働かせてもよかつたし、他人にお金で売り飛ばしてもよかつた。殺しても罪に問われなかつた。黒人が女性である場合、上記のことに付け加えて、所有主の白人男性は黒人女性を自由に強姦することができた。子供が生まれれば、その子も所有の対象となるから、主人である白人の財産は増える。白人と黒人の混血児は、定義によつて黒人とされる。実際にはどんなに肌が白くても、例外は認められない。境界線を曖昧にすれば社会秩序が維持できない。現在、アメリカ大陸に「純粋な」黒人の数が非常に限られているといわれるのは、白人男性による財産を殖やすための実践が盛大に行われた結果である。

アメリカ社会は、「原罪」ともいうべきこの問題を多大の努力によつて解決しようとしてきたことをここで書き添えておくことは、公平のために必要である。しかし、右に述べたことは歴史的事実である。

アメリカの白人の所有者のなかには、何らかの考えに基づくか、または気まぐれから、所有している黒人に対し、実際には自由な行動を許したり、放任したりしたケースもある。そこで、実際に所有者の意思に拘束されて、本人の意思に関係なく処遇されている状態、これを「奴隷」というのですよ、というのが、1926年の奴隷条約における奴隷の定義なのである。

もう一度読んでみよう。「所有権に帰属する権限の一部又は全部を行使されている人の地位又は状態」。これが「奴隷」の定義である。今度はよく分かるはずである。一般に日本人がこの条約の定義に取つつきにくいものを感じるの、他者をモノのように所有するという奴隷制が日本では発達しなかつたからであろう。しかし、これは逆に、慰安婦を「性奴隷制」などと非難されても、いまいちピンとこないという日本人の態度のもとにもなっている。

■レトリックと現実の混同

では、クマラスワミ自身は、なぜ日本軍慰安婦を「性奴隷」と言うのか。パラ8と9で、国連のアプローチに従うという言明があるが、そんなことはどうでもよく、クマラスワミ自身の根拠は何かということが問題だ。それについてはパラ10に書かれているが、クマラスワミは、「女性被害者は戦時の強制売春と性的従属と虐待の間、日常的に度重なるレイプと身体的虐待といった苦しみを味わつたのであり、『慰安婦』という用語はこのような苦しみをいささかも反映して

「いない」という見解に全面的に同意して、用語という観点から、「軍性奴隷」のほうがはるかに正確かつ適切な用語であると確信する」というのである。これについてコメントしよう。

第一に、右のような事実認識がまず誤りである。これは後述する。

第二に、報告書は、慰安婦の苦しみの程度によつて、「慰安婦」か「性奴隷」かという用語の妥当性が決められるという考えに立脚している。用語の選択は、被害者の苦しみを表現するレトリックの問題として扱われている。ところが、いったんレトリックとして「奴隷」という言葉が導入されると、今度は独り歩きを始め、人類史のなかで膨大な実践を残した本場の「奴隷制」の話にすり替えられる。だからレトリックと現実とを混同してはならないのだ。

例えば、会社で重労働、あるいは過酷な残業を課せられ、「このままでいったら、会社に殺される。俺は社長の奴隷だ」と叫んでいる会社員がいたとする。その境遇は真に同情にあたいするが、だからといって、このレトリックをもとに彼が「奴隷」であると規定することはできない。彼はあくまで、マルクス主義経済学風に定義すれば、「労働力」を売って賃金と交換している賃金労働者であつて、人格的には自立している。彼は社長の所有物ではなく、奴隷ではない。クマラスワミは、これと同じ論理の誤謬を犯している。

■ チョン・オクスンの証言

「IV 証言」というタイトルがつけられたパートには、クマラスワミが調査した16人の（自称）元慰安婦の中から、数人の証言が取り上げられている。その中の一つに、北朝鮮のチョン・オクスンの証言がある。クマラスワミはチョン・オクスンに面会しておらず、北朝鮮政府からもたらされた資料をそのまま引用して、まるごと事実であつたかのように扱っている。

54 チョン・オクスン（現在74歳）の証言は、こうした女性たちが日本軍の兵隊たちから性的暴行や日々のレイプに加えて、いかに残酷で厳しい扱いを受けたかを物語る。

「私は1920年12月28日、朝鮮半島の北部、咸鏡南道環境咸鏡南道のフンサン郡ファバル村で生まれました。

6月のある日、当時13歳だった私は畑で働く両親のために昼食を用意するため、村の井戸に水くみに行きました。そこで日本人の守備兵の一人に襲われ、連れて行かれたのです。両親は娘に何か起きたのか知らずじまいでした。トラックで警察署に連れていかれ、そこで数人の警官にレ

レイプされました。私が泣き叫ぶと、ソックスを口に突っ込まれ、レイプが続きました。警察署の所長は私が泣き叫ぶので、左目を取りつけました。それ以来、私は左目が見えません。

10日ほどして、重山市の日本陸軍の守備隊に連れて行かれました。そこには私のような朝鮮人の女の子が400人くらいいて、毎日、5000人を運ぶ日本兵のため性奴隷として働かされました。一日に40人も相手にしたので、抗議するとその度に殴られたりばる切れを口に突っ込まれたりしました。私がいになりになるまで局部にマッチをあてた兵隊もいます。私の局部からは血が流れ出ました。

私たちと一緒にいた朝鮮人の少女の一人が、なぜ一日に40人も相手にしなければならないのかと聞いたことがあります。彼女を慰らしめるために、中隊長ヤマモトは剣で打てと命じました。私たちの目の前で彼女を裸にして手足を縛り、釘の出た板の上にごろがし、釘が彼女の血や肉片でおおわれるまでやめませんでした。最後に、彼女の首を切り落としました。もう一人の日本人ヤマモトは私たちに向かって、「お前らを全員殺すのなんかわけはない。犬を殺すより簡単だ」と言いました。「朝鮮人の文たちが泣いているのは食べるものがないからだ。この人間の肉を煮て食べさせてやれ」とも言いました。

ある朝鮮人の少女はあまりに何度もレイプされたため性病にかかり、その結果50人以上の日本兵が感染しました。性病が止まるのを止め、少女を「殺菌消毒」するため、彼女の局部に熱した

鉄の棒を突っ込みました。

ある日、彼らは私たちのうち四十人をトラックで遠くへ運び、水と泥で一杯になったプールに連れていきました。兵士たちはそのうちの数名の少女を殴り、その中に乱暴に押し入れ、土を入れ、生きたまま埋めました。(以下、略)

■ ネタもとは中国⇨朝鮮の残虐文化

これは普通の日本人が読めば、ほとんど一笑に付すような馬鹿話にすぎない。しかし、恐ろしいことに、このような、程度の悪い作り話が、国連の名を冠して、国連の権威のもとに、英語圏で堂々と闊歩しているのである。「sex slave」という造語には、こうしたイメージの「裏付け」が、あとから付け加えられたのである。

チョン・オクソンの凄まじい「体験談」を読んだ秦郁彦は、どこかで聞いた話だと思い、古いファイルを探してみた。出てきたのは一九九二年七月十五日付けの労働新聞(ピョンヤン)に公表され、AP電で世界中伝わった李福汝の身の上話だった。「彼女は一九四三年に満州の慰安所に

」連行されて焼き印を押され、生首スープを飲まされたと申し立てていた。場所も時期も違うので別人だろうが、話の中味は似たりよったりだ」（秦『慰安婦と戦場の性』、273ページ）。

「シナリオライターの構成力がお粗末すぎて、ばかばかしくなる」とぼやきつつも、秦は、チョンが拉致されたという一九三三年の朝鮮半島は平時で、遊郭はあったが、軍専用の慰安所は存在していなかったことを指摘した。

上杉千年は、同一場所に五千人以上の兵力が駐屯し、その兵舎に売春宿があり、四百人も慰安婦がいることはありえない、と書いている。（『検証「従軍慰安婦」』一九九六年、全貌社）

ジャーナリスト櫻井よしこは、チョン・オクスン証言にある、①釘の板の残虐な刑、②へびの池の刑、のどちらも、実は中国の伝統的残虐文化にはかならないことを指摘した。（産経新聞二〇一五年三月二日「美しき勤き国へ」）

①は五代十国時代の閩の国の軍使、薛文傑が考え出した刑罰から始まったもので、罪人をくぎの突き出た狭い箱に入れて揺らして死にいたらしめる刑であった。

②も五代十国時代の南漢という国の帝が考案した罰で、「水獄」と呼ばれていた。

これらは中国の歴史書『資治通鑑』に書かれているもので、『資治通鑑』の内容は麻生川静男

著『本当に残酷な中国史 大著「資治通鑑」を読み解く』（二〇一四年、角川SSC新書）が紹介している。クマラスワミ報告の中の蛮行は、中国人の伝統であり、冊封国家として中国に従属し中華文明の影響を受けた朝鮮民族の行動様式でもあったと考えられる。

蟹は自分の甲羅に似せて穴を掘る。日本糾弾の材料を揃えるための素材も自分たちが知っている文化の要素を利用するしかないのだ。

■国内反日左派による卑劣な隠蔽工作

チョン・オクスンの身の上話を使った反日宣伝工作の演出は、致命的な失敗をした。

やり過ぎたのである。やり過ぎてポロを出した。「釘の板の刑罰」だって、常識ある日本人は認めないだろうが、「へびの池の刑」の話になると、あまりにばかばかしくて、噴飯物だ。ここまでくれば、たいていの日本人はあほらしくなってくる。何のためにそんなことをするのか。日本の軍隊はそんなことをする暇と資金をもてあましていたのか。ありえない。だから、これによって、チョン・オクスン証言は丸ごと嘘であることが日本人にはわかってしまう。これをお膳立てした工作員たちも、日本人はどこまで信じるか、という手加減の感覚がまるでない。宣伝としてはお粗末極まりない。

同じことを考えたのが、日本国内の反日右翼の人々だ。実は、先のクマラスワミ報告書のチョン・オクスン証言の訳文は村山富市氏が理事長を務めた「アジア女性基金」の翻訳文を利用したのだが、「へびの池の刑」の語だけは、別のソースから付け加えたのである。なぜそんなことをしたかという点、インターネットを調べればすぐわかるが、「アジア女性基金」のホームページに掲載されている全訳では、「蛇の池」の事例がスッポリ抜け落ちているのである。

このことについて、再び櫻井の文章を引用しよう。

「以下は私自身の推測だが、『蛇の池』は日本人にとってあまりにも荒唐無稽で、こんな話を入ればクマラスワミ報告への信頼が失われてしまいかねないと、彼ら（彼女ら）は恐れたのではないか。アジア女性平和国民基金をはじめ、慰安婦問題で日本を糾弾する人々にとってさえ、報告書はそれほど信頼できないものだということか。」（産経新聞前掲記事）

これは見過ごすことのできない大問題である。なぜなら、アジア女性基金は国民の税金で運営された公的機関であり、その運営は真実に基づき公正・透明であることが厳しく求められるのに、このような不当な隠蔽工作が行われていたからである。女性基金の関係者は、自分たちもチョン・オクスンの証言が嘘であることに気づきながら、そう気づいたが故に、それを国民の目から隠そうとしたのである。

クマラスワミ報告の欠点を隠す、同様の卑劣な隠蔽工作は、「日本の戦争責任資料センター」

によっても、より大規模に、組織的に展開された。その中心にいたのは、やはり戸塚悦朗である。戸塚は荒井信一と共に、「クマラスワミ国連報告書」を「日本の戦争責任資料センター」から刊行した。上杉千年が著書「検証「従軍慰安婦」」（全貌社、一九九六年）で指摘しているとおり、その翻訳は原著の多数の間違いのボロが出ないように、翻訳に名を借りて勝手に内容を修正したものであった。

■情報ロンダリングのカラクリ

秦郁彦は、クマラスワミ報告の出来映えを、「欧米における一流大学の学生レポートなら、落第点をつけざるをえないレベルのお粗末な作品」と評価した。（『慰安婦と戦場の性』新潮選書、一九九九年、265ページ）また、朝日新聞の記者で『AERA』の編集部には長谷川熙も、「この性奴隷制報告の全文を私は読み、国連の名を辱める文書と思わざるをえなかった」と評している。（『崩壊朝日新聞』二〇一五年、WAC、111ページ）

実際、その内容は酷いものだった。ここではさらに、報告書が依拠した文献を検討してみたい。そこには、「慰安婦＝性奴隷」説の捏造のプロセスがくっきりと浮かび上がる。

クマラスワミ報告の注記を見ると、通し番号の1から9まで、すべてオーストラリア人の

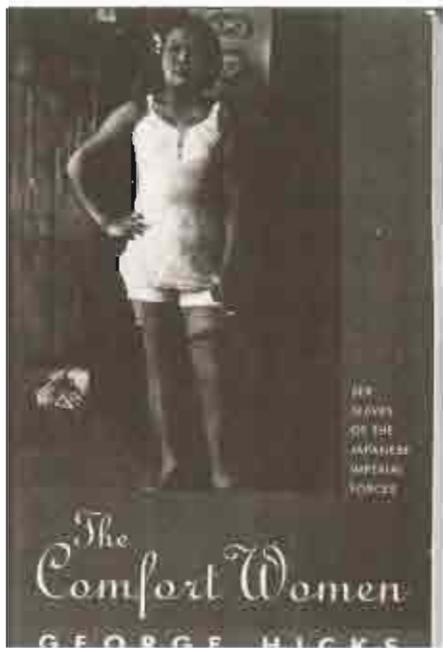
ジャーナリスト、ジョージ・ヒックスが一九九五年に刊行した『The Comfort Women』で占められている。そして次の注10、注11には、何と吉田清治の『私の戦争犯罪 朝鮮人強制連行』があげられているのである。

ヒックスの著書は、九五年の二月にオーストラリア版が出され、八月にアメリカ版が出されている。私は両方を所蔵しているが、特に内容の違いは見つからなかった。出版は丁度クマラスワミが報告書を書くために苦吟していたであろう時期だから、英語の出版物が出たことで、彼女は干天の慈雨のごとくそれをむさぼり読んで利用したに違いない。その結果、報告は、ヒックスと吉田清治の本の書き写しといった体裁になったのである。

ヒックスの著書の日本語訳は、同年十月に、濱田徹訳『性の奴隷 従軍慰安婦』というタイトルで、三一書房から出版された。しかし、その翻訳は、誤訳が多いと指摘されていることを別にしても、いろいろ問題のあるものであった。というのは、日本語訳はもとの英語の著書の忠実な置き換えではなく、かなり内容に変更が加えられているのである。たとえば、上海で慰安所の設営に関わった産婦人科医の麻生徹男の長女で同じく産婦人科の医師・天兒都は、英語版には父の名前が七カ所も出ていることを確認しているが、日本語訳では一切、麻生医師の名前が除かれていることを指摘した。日本語の読者には、麻生医師の名前を隠しておきたい何らかの事情があり、その作為が翻訳書作成の過程で働いたと考えるしかない。

また、日本語の訳書のつくりは、興味本位の読者を想定した通俗的な一般書の体裁で出来ている。タイトルからしてそうなっている。巻末の文献リストもなければ、索引もない。学問的な難しい本であると思われるのは読者に敬遠されるというのが出版社の考え方であったと思われる。ところが、英語版の原著は、巻末に文献一覧とインデックス(索引)を載せ、学術書のスタイルをとった著作物として編集されている。英語の読者には、まじめな学術書と思わせる必要があったのだ。

では、ヒックスの本は何に基づいているかというと、金一勉の一九七六年の著書『天皇の軍隊と朝鮮人慰安婦』(三一書房)という本である。そして、その金の著書は、元慰安婦のグロテスクな嘘話を検証なしにかき集めた、まともに相手にするものもばかばかしい種類のシロモノなのである。



George Hicks "Comtort Women" 1996 の表紙。

たとえば、金によれば、「朝鮮總督府は、戦争という狂気に乗じて、植民地の未婚女子すべてを日本軍隊用の『女郎』に投げ込んで朝鮮民族の衰亡を謀った」(278ページ)とか、「日本軍の敗北が決定的になったとき現地の部隊では、彼女たちを防空壕に入れたまま、虐殺することを計画した。そして、これを行っている」(279ページ)などと、デタラメ極まりないことを書いている。

ところが、この金の本がヒックスの英語の本に移しかえられると、何かまともな文献であるかのような体裁を取る。〈傘〉ヒックスとクマラスワミと、日本語から英語に書き写される過程で、マナー・ロンダリングならぬ情報ロンダリングとも言わべき事態がおこり、日本では綴じたデマが英語圏では堂々とまかり通る、というカラクリになっているのである。その結果は、多くの英語使用国民が、デマを信じ、たとえばマゲロウヒル社の世界史教科書には、「日本軍は戦争が終わると、証人隠滅のため、慰安婦を集団で虐殺した」と書かれるようになった。

著者のヒックスは全く日本語が読めないのに、東大の高橋彰教授に連絡しその紹介で在日韓国人の女性リ・ユミと会った。リ・ユミは活動家サークルの知己をも動員し、日本語の文献をせつせと英語に翻訳してはヒックスに送った。ヒックスは日本語版の謝辞の中で、著書の内容の80%はリ・ユミらの翻訳情報だったと書いている。ヒックスの著作は、このようにして、一大プロジェクトとして取り組まれ、クマラスワミ報告という大輪の花を咲かせたのである。

■ 日本政府の幻の反論文書

日本の外務省は、直ちにクマラスワミ報告に対する反論文書を作成したが、すぐに撤回してしまつた。反論文書の正式名称は、「女性に対する暴力に関する特別報告書(クマラスワミ女史)提出にかかる報告書付属文書1に対する日本政府の見解」である。文書のうち、何と言つても最も重要なのは、事実関係についての反論である。以下、引用する。

第3章 事実面に関する反論

1. 付属文書がその立論の前提としている事実に関する記述は、信頼するに足りないものである。
2. 特別報告者の事実調査に対する姿勢は甚だ不誠実である。特別報告者は、旧日本軍の慰安所に関する歴史的背景や、いわゆる従軍慰安婦の募集、慰安所における生活等について記述しているが、ほぼ全面的に、日本政府に批判的な立場のG. Hicks氏の著書から、特別報告者の結論を

導くのに都合の良い部分のみを抜粋して引用しているに過ぎない。一般刊行物に依拠する場合、十分な裏付け調査を行わなければならないことは職業士当然のことだが検証が行われた形跡がない。その上主観的な論議を加えている。無責任かつ断片的な付属文書は調査と呼ぶに値しない。

3. 付属文書は本来依拠すべきでない資料を無批判に採用している点においても不潔である。従軍慰安婦募集のため行われたとされる言田清治氏の著書を引用している。しかし、同人の告白する事実については、これを裏証的に否定する研究もあるなど、歴史研究者の間でもその信頼性については疑問が呈されている。軽率のそしりを免れない。北朝鮮在住の女性の「証言」は、特別報告者が直接聴取していない「伝聞証言」である。特別報告者自身も聞いたとして確認するなどの努力もなしに、いかに供述の真実性を確認することができたのか、全く不明である。

4. 文書の記述は一面的、かつ misleading である。いわゆる従軍慰安婦の実態は地域によって若干差万別であるとともに、歴史的に見てもかなりの変遷がある。特別報告者は、極めて限定された資料と、若干の「証言」に安易に依拠しつつ、それらを一般化し、あたかも付属文書に記述されていることが、すべての場合に真実であるかのような誤った印象を与えるものになっている。付属文書のごとき偏見に基づく一般化は歴史の歪曲に等しい。

5. 特別報告者は、日本政府の調査結果に十分な注意を払うべきであった。

6. 結論 付属文書の事実関係は信頼するに足りないものであり、これを前提とした特別報告者の立論を、日本政府として受け入れる余地はない。特別報告者がこのように無責任かつ不適当な付属文書を入権委に提出したことを遺憾に思うとともに、人権委の取り扱い方によっては、特別報告者制度一般ひいては入権委そのものに対する国際社会の信頼を損なう結果となることを深く憂慮する。

この文書について、これ以上いささつや意義を書く紙幅がないが、この文書こそ、今、改めて公開しなければならないものである。

■ 国連活動に取り組む教訓

戸塚悦朗は国連人権会議では「NGOの貢献が七〇パーセントを占める」とも言われるほどだと言い、被害者が継続的に情報提供すれば相当の効果がある、と書いている。(前掲書、

（二二頁）それは自らの六年間にわたる「日本軍性奴隷」の国連運動の成果が証明している、と豪語する。そして、最低五年は国連人権活動を継続しなければ成果はあがらないという。

戸塚は、確かに六年間で人脈をつくり、情報を絶えず流し、ロビー活動を行い、世界にNGOとネットワークをつくって、「慰安婦」を「性奴隷」にでっち上げることに成功した。それも、ほとんど一人の力によってである。その有能さは日本を性犯罪国家に仕立て上げるために十分に発揮され、本人も驚くほどの広がりをもたらした。昭和戦前期に活躍したコミンテルンのスパイ・ゾルゲにも匹敵する反日活動の「業績」である。

我々もまた、逆の立場で、戸塚の教訓を生かして取り組まなければならないと考える次第である。

第一章

そもそも、国連とは 何だったのか



ジュネーブ国連欧州本部。